

政府 税制調査会 市民公益税制プロジェクト・チーム報告書に対する声明

「認定 NPO 法人制度の抜本的改正・寄付税制の大幅拡充」を大いに歓迎します。

一方、「行政による規制強化になる部分」など一部内容の見直しを求めます。

市民公益税制プロジェクト・チームの報告書を大いに歓迎します

12月1日、政府税制調査会 市民公益税制プロジェクト・チームは報告書を発表しました。(URL:
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/pdf/22zen15kai6.pdf>)「認定 NPO 法人制度の抜本的改正」や「寄付
税制の大幅拡充」について具体的な改正内容が示されました。

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会(以下、シーズ)は、今回の画期的な報告内容を歓迎します。

「税額控除導入」・「仮認定制度」・「新しい認定基準」などを高く評価します

今回盛り込まれた「所得税における寄付金の税額控除方式(控除率:所得税分40%・個人住民税分10%
/控除限度額:所得税額の25%)の導入」等により、幅広い国民にメリットのある寄付税制が実現します。
国民に寄付が広がり、寄付文化の醸成が促進されることから、これを歓迎します。

また、報告書では、「仮認定制度の導入」や「新しいパブリック・サポート・テスト(3000円以上の寄
付者が100人以上)の導入」、「認定機関(現行:国税庁)の地方移管」等が盛り込まれました。長年課題
だった事業型 NPO 法人の認定取得が可能になり、寄付集めのスタートアップ支援も実現できます。認定
NPO 法人数の大幅な拡大が期待できることから、これを高く評価します。

「行政による監督強化」など一部内容の見直しを求めます

今回の報告書では、事後チェック体制の整備が盛り込まれています。「事前チェックから事後チェックへ」
の方向性は大いに歓迎します。しかし、「認定取り消し法人の役員・社員が関与する法人は5年間認定を
認めない」や「みなし寄附金制度の拡充と合わせて、社会福祉法人並みに行政の監督を強化する」など具
体的な内容には、NPO 法人の実態に合わず、健全な活動を阻害するなど問題があります。これらの内容
について、早急な見直しを求めます。

報告内容に基づき、次期通常国会での関連法案成立を強く求めます

シーズは、NPO 法人の実態に合う修正を加えた上で、報告内容を基本とした税制改正の実現を強く求
めます。次期通常国会での関連法案の成立を求めます。「仮認定制度の導入」や「認定主体・事務の地方移
管」などについては、平成24年度からの施行に向け、自治体や NPO を交えて、オープンな協議を行う
ことを強く希望します。

「認定 NPO 法人制度の改正(新法)」については、議員立法にて行うことを求めます。

シーズは、市民が公益を担い、地域での社会貢献活動を促進するためには、NPO への市民参加や寄付
文化の発展が不可欠と考えます。政府及び各党が、今回の税制改正を協力して実現するよう期待します。

2010年12月2日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

(連絡先) TEL: 03-5292-5471 FAX: 03-5292-5472 <http://www.npoweb.jp/>